

第 529 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 8 年 1 0 月 1 8 日 (金) 14:00～15:10

2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 1 2 階)

3 出席者 計 2 3 名

(委 員)

溝口会長、吉澤委員、腰原委員、松田委員、井原委員、美添委員、廣松委員、
昆委員、酒井委員、福島委員、丸山委員、中名生委員、福原委員、袖井委員
(委員代理)

関根 (友兼委員代理)、犬飼 (澤田委員代理)、駒崎 (江川委員代理)

相良 (松島委員代理)

(総務庁)

山岸統計基準部長、木内統計企画課長、渡辺国際統計課長、新井統計審査官、
渕上統計審査官

4 配布資料

① 庶務事項

- 第 5 2 7 回統計審議会議事録
- 第 5 2 8 回統計審議会議事録 (案)

② 部会の開催状況

- 部会の開催状況一覧

③ 諮問事項

- 諮問第 2 5 0 号
平成 9 年に実施される全国物価統計調査の計画について

④ 報告事項

- 平成 7 年分税務統計からみた民間給与の実態
－国税庁民間給与実態統計調査結果報告－
- 平成 8 年 8 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 4 4 巻・第 8 号)
- 指定統計の公表実績及び予定

5 議題及び議事

① 部会の開催状況

平成 8 年 10 月 18 日に開催された第 120 回調査技術開発部会及び第 100 回情報処理部会 (合同部会。議題:「標本誤差の算出方法に関する実験・研究結果 (中間報告) について」及び「家計調査と貯蓄動向調査のリンケージによる実験・研究実施計画について」) の開催結果について、吉澤調査技術開発部会長から報告が行われた。

② 報告事項

- 平成 7 年分民間給与実態統計調査の結果について
国税庁長官官房上野企画課長が、資料「平成 7 年分税務統計からみた民間給与の実態－国税庁民間給与実態統計調査結果報告－」に基づき、概略を報告 (20 分程度)

[質 疑]

廣松委員) 資料には、民間の平均給与について、業種別、年齢階層別等様々な調査結果が載っているが、職種別のものは載っていない。調査結果を職種別に区分することができないのか。すなわち、標本給与所得者について、例えば、事務職なのか、技術職なのかといった程度の職種も調査していないのか。

上野企画課長) 本調査の標本設計を変更し、標本給与所得者の職種を把握することは必ずしも不可能ではない。また、当課としても、従来から、職種の把握のほか、既に実施している業種別区分についても見直しを行いたいという考えを持っている。ただ、本調査の実施に当たっては、標本事業者として抽出する企業に大きな負担をかけており、このこともあって、調査票の提出率も 100%に達していない。こういう状況下で、本調査において、新たに職種の把握を実施することは難しい点があるかと思うが、今後、内部で検討していきたい。

腰原委員) 毎月勤労統計調査の場合、その調査対象にパートタイマーを入れるか入れないかで調査結果がかなり違ってくる。本調査の場合も、調査対象にパートタイマーを含んでいるので、平均給与という視点から調査結果を分析する際、パートタイマーの取扱いによって調査結果がかなり違ってくるものと思われる。そこで、本調査を税収等の推計に利用する場合、この点をどのように配慮しているのか。また、調査結果のうちパートタイマーに係る部分について何らかのデータを持っていただければ教えていただきたい。

上野企画課長) 税収の推計については、担当外のことなのでよく分からない。また、本調査において、標本給与所得者がパートタイマーであるか否かについては調べているものの、それについて別々の集計を行っていないので、調査結果をパートタイマーに係る部分とそれ以外の者に係る部分に区分することは困難である。

③ 諮問事項

- 平成9年に実施される全国物価統計調査の計画について

総務庁統計局統計基準部新井統計審査官が諮問文の朗読及び諮問の説明を行った。また、総務庁統計局統計調査部菅経済統計課長が、調査計画についての説明を行った。

[質 疑]

松田委員) いずれ関係部会の審議で詳細な説明があるかと思うが、四点ほどお聞きしたい。

まず、第一点は、最近、幹線道路周辺に特殊な店舗が増えてきているが、それが本調査の調査区の選定方法の変更と何らかの関連があるのか。その点を詳しく教えていただきたい。

二点目は、調査項目として、店舗調査票に「主な仕入れの方法」という項目が設けられているが、これは、商品別の調査でなければ調査が困

難であると思うが、どのように考えているのか。また、調査計画では、商品別の調査を想定していないが、先程の調査計画の説明のとおり、近年、商品の価格決定が小売店主導へと変化してきているのであれば、仕入方法を商品別に調べる必要があると思うがどうか。

三点目は、調査品目の銘柄指定についてだが、溝口会長もかつて指摘されていたとおり、商品価格の変動要因には、品質変化や技術変化等様々な要因があることから、これらを十分に考慮し当該指定を行わないと適切な調査の実施が困難であるが、この点をどのように考えているのか。

四点目は、集計方法についてだが、本調査の集計に当たり、消費者物価指数的な考え方の物価地域差指数を算出し、これを利用することを想定しているが、本調査は調査対象を店舗としていることを勘案すると、小売物価指数的な考え方の物価地域差指数を工夫する必要があるのではないか。

菅経済統計課長) 第一点目に調査区の選定方法の変更については、委員の指摘のとおり、幹線道路周辺での特殊な店舗の増加等を勘案し、店舗の立地環境と商品の価格水準との因果関係を明確にすることを目的の一つとしている。ただ、当該変更により、調査店舗に系統抽出によるものと集落抽出によるものが生じることになり、抽出方法の異なった調査店舗の調査結果を合わせて集計することになるので、いろいろと難しい点が出てくると思うが、関係部会での審議時にいろいろと教えていただきたい。

二点目の仕入れ方法に関する調査についてだが、我々が個々の商品についてではなく店舗全体で主な仕入れ方を把握しようと考えているのは、本年6月に新潟県及び神奈川県で本調査の試験調査を実施したところ、

1 チェーン店の店舗の場合、商品の仕入れは本部で一括購入しているために店舗段階では仕入れ先が分からない、2 仕入れ先については店舗の経営上の秘密であるとして回答を拒否された等の事例が出てきたためである。

三点目の調査品目の銘柄指定については、委員の指摘のとおり、指標として適当な銘柄を指定する必要がある一方、統計利用者からは、商品の多様化に応じ幅広い銘柄を調査対象にしてほしいという要望もあり、こうした二つの条件をできるだけ満たすような方法で適切に行っていきたいと思うので、御指導をお願いしたい。

四点目の物価地域差指数については、基本的には家計調査の結果に基づき消費者物価指数的な考え方のものを想定している。これは委員の言われるような小売物価指数的な考え方のものを算出する場合、店舗や商品ごとの販売額でウェイト付けを行わなければならないが、当該販売額に関するデータをどのようにして入手するかは非常に大きな問題である。したがって、我々の案としては、今回の調査においては消費者物価指数的な考え方による物価地域差指数ということでまとめたいと考えている。

袖井委員) 店舗調査票について二つ質問させていただきたい。一つ目は従業員数

についてだが、これは男女別を調査しないのか。近年、あらゆる統計調査において、男女別に統計調査を実施する必要性が唱えられているが、その辺はどうなのか。二つ目は店舗調査票の6番目の調査事項「競合店の有無」において、「近隣に競合する店舗があるか」という設問があるが、近隣という言葉は非常に曖昧ではないか。例えば地方だと競合店が同じ町にあるといっても車を使う必要がある程離れているというケースもある。こうしたケースでも近隣に競合店があると言えるのか。

菅経済統計課長) 一つ目の男女別の調査の必要性についてだが、本調査は、基本的には店舗の規模を従業員数という指標で明らかにし、それと価格との関係を把握するということが第一の目的である。したがって、店舗の従業員数の男女比の相違が商品価格に影響を与えることが想定されれば、従業員数について男女別に調査する必要があるかと思うが、現在のところ、そういった影響はないものとみられ、また、記入者負担の軽減の観点からも、従業員についての男女別の調査は必要がないものと考えている。

二つ目の「近隣」の定義についてだが、6番目の調査事項は調査店舗の店主の意識調査、すなわち競合店があるから商品価格を安くしている等といった経営戦略や経営方針の把握を目的としているものなので、「近隣」についての具体的な概念定義は行っていない。

溝口会長) 今の説明を聞いていると、おおむね問題点はすべて把握しているようなので、それらの解決について慎重に審議していただきたい。そこで、本件については井原部会長のもとで行われている運輸・流通統計部会において審議していただくことにしたい。よろしく願います。